

森林整備保全事業設計積算要領等の一部改正に係る取扱いについて

今般、森林整備保全事業設計積算要領等が一部改正となりました。

(林野庁HP： ホーム > 分野別情報 > 森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等
> 積算基準 URL：http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html)

つきましては、東北森林管理局ではこれらの改正について下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 令和3年4月1日以降に発注する森林土木工事において適用するもの
 - (1) 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて
(令和3年3月31日付け一部改正)

2. 令和3年6月1日以降に発注する森林土木工事及び調査業務等において適用するもの
 - (1) 森林整備保全事業標準歩掛の制定について
 - (2) 森林整備保全事業設計積算要領の制定について
 - (3) 森林整備保全事業における施工パッケージ型積算方式の試行の実施について
 - (4) 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について
 - (5) 工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）
 - (6) 森林土木木製構造物暫定施工歩掛の制定について
 - (7) 東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛について
(令和3年3月31日付け一部改正)

3. ただし、令和3年4月1日以降に発注する森林土木工事については、国有林野事業工事請負契約約款第63条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができる。

変更後の請負代金額等＝P新×k

この式において、「P新」及び「k」はそれぞれ以下を表すものとする。

P新：一部改正後の標準歩掛等により積算された予定価格（単価は入札時の予定価格算出に用いたものとする。）

k：当初契約の落札率

お問い合わせ先： 東北森林管理局

森林整備部森林整備課 TEL 018-836-2163

計画保全部治山課 TEL 018-836-2260